

1 会議名 議会基本条例推進協議会
2 日 時 令和8年1月20日（火）
午後1時30分から午後3時31分まで
3 場 所 第2・第3委員会室
4 出席議員 議員15名
5 欠席議員 なし
6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己、同主任 村瀬雄哉
7 会長あいさつ
8 報告事項

（1）チーム会議開催報告について（基本条例・ICT・市民参加）
(基本条例チーム)

梅村副会長：12月18日にチーム会議を開催し、傍聴規則の改正案をまとめた。後ほど協議するためよろしくお願ひする。

【質疑】

なし

（ICTチーム）

関戸議員：1月8日、16日、19日にチーム会議を開催し、4つの原案を作成した。この後、協議事項の際に説明するのでよろしくお願ひする。

【質疑】

なし

（市民参加チーム）

須藤議員：特になし

【質疑】

なし

（2）その他

なし

9 協議事項

（1）タブレット端末導入後の運営について

関戸議員：「岩倉市議会の会議等での情報通信機器使用基準」について資料に基づき説明

片岡議員：資料に基づき補足説明

関戸議員：「岩倉市議会の会議等での情報通信機器使用基準の備考」について資料に基づき説明

【質疑】

大野議員：大津の研修所や大学のフリーWi-Fiは、そこに接続しないと資料を見ることができないことがある。個人の端末を持っていくのか。

関戸議員：フリーWi-Fiについてはセキュリティレベルがこちらでは把握できない。皆さんの家庭で使用する際のWi-Fiもある程度セキュリティレベルの高いものを使用していただきたいという希望はある。そのあたりがわからないため、個人で契約したものはよいかと思っている。そのあたりはまだ議論の余地があると思っている。

塚崎議員：「等」や「みだりに」等、何が抵触するのかわかりにくい言葉が多くあることが気になる。後からこれは駄目だったとなりかねないと懸念するがどうか。例えば、第8条(8)の「みだりに」は何を指しているのかよくわからない。「等」は多くあるが、具体的には第6条第1項については「アカウントを持つ議員等」の「等」は、事務局のことなのか、職員のことなのか、曖昧である。第8条(3)にもある。全てピックアップしないといけないと思うが。

谷平会長：後から出してもらう。

片岡議員：持ち出しを可能とするよう変更した。セキュリティの担保と天秤にかけたが、議員活動がしやすいほうを優先した。録音や録画も同様である。特に制限しないこととしたが、それは各個人にきちんと管理をお任せすることなので、そこはご承知おきいただきたい。個人名の入った議案も見ることができるので、そういったものが入っているということも念頭に置いて取り扱ってほしい。

関戸議員：「岩倉市議会情報セキュリティポリシー」の改正点について資料に基づき説明。第1章は市が改正を行っているところなので、それに併せて対応する予定である。

片岡議員：現状に即した形とした。会派に属さない議員も情報システム管理者になつていただき、情報のセキュリティに関する会議が開催された際には出席していただくことにした。第2章6の「情報セキュリティ対策の監査及び見直し」について、議員で監査を行うこととなっていたが、現実ではない為、第三者機関に必要があれば依頼できるように変更した。

関戸議員：「岩倉市議会電子情報システムの管理及び運営に関する規程」の改正点について資料に基づき説明

片岡議員：「別に定める」という部分については、最初にお示しした使用基準となる。こちらで詳しく規定することとした。規程を改正するには例規

審査等が必要となるが、細かい内容を使用基準で定めることで柔軟に対応できるようにした。

事務局：補足であるが、赤字の部分はまだ変更はしていない。こちらはセキュリティポリシーの第1章の定義の変更を踏まえて改正することとなる。
片岡議員：「電子情報システム」等、現在はあまり使用しない名称が使用されているため、定義の名称が変わるとと思う。文言についてはあまり変わらないと思う。

【質疑】

梅村副会長：第4条第2項で、情報システム管理者が「必要に応じ、セキュリティ会議に出席する」となっているが、「必要に応じ」というのはどこにかかっているのか。また「セキュリティ管理に努めるものとする」と言い回しも弱められている。もともとは電子システム等を管理している人がいるのだと思うが、それは誰が担うのか。変更点の意味合いを教えてもらいたい。

片岡議員：セキュリティ会議は情報セキュリティ管理者である議会運営委員会委員長が必要に応じて開催することが情報セキュリティポリシーに明記されている。必要に応じて招集した際には出席しなさいという意味合いである。招集された場合は出席することになるため、必要に応じという表現は適切ではないかもしれない。情報管理者の責務としては、セキュリティに関する調整事項を管理するためであるため、パスワードの定期的な変更等、日頃のセキュリティ管理が適正に行われているかどうか把握してセキュリティ会議に報告できるようにしてもらうものである。

関戸議員：「議場内のパソコン等の使用に係る申合せ事項」については、ほかのところでカバーできているため、全面的に廃止してもよいのではないかというチームの結論となった。

片岡議員：規程の第6条で情報機器利用届出書の提出について明記した。ほかの部分も使用基準にあり、全てカバーできると判断し、申合せ事項自体を削除してもよいのではないかという結論に至っている。

関戸議員：今後のスケジュールであるが、指摘のあった部分を修正し、2月の議会基本条例推進協議会で合意し、議会運営委員会に提出したい。何か意見があれば1週間以内にＩＣＴチームに提案してほしい。

（2）岩倉市議会傍聴規則について

梅村副会長：資料に基づき説明

【質疑】

片岡議員：第5条（3）でいろいろと網羅できるということで、人に迷惑を

かけたり会議を妨害したりしなければ、プラカードを掲げてもよいということか。チーム内ではどういった議論であったか。

梅村副委長：細かく議論があったわけではないが、ビラやプラカード等については細かく記載しなくとも（3）の記載で網羅できるということでこのようにしたため、基本的にはやれないという考え方である。

片岡議員：「飲食又は喫煙をしないこと」を削除するが、飲むのはよいと思うが、食べることも許可するのか。そこはどんな議論があったか。

梅村副会長：あからさまに昼食会場にするようなことはあってはいけないが、飴を舐める等、ケースバイケースであるため、全面禁止するよりは余地を残したほうがよいというものになっている。

木村議員：体調の問題で必要な人もいる。例えば、糖尿病の人が低血糖になった場合は飴を舐めることが必要である。そういうことを想定して削除したが、原則としては第5項のところで、においによって迷惑をかけるような状態であればやめさせることが議長の権限としてある。原則は禁止だが、緊急の場合はありうるという判断である。

須藤議員：飲食も喫煙も、基本的なことを書いておかないと、書いていないからよいのではないかと言う人がいるといけない。書いておいたほうがよいのではないか。

梅村副会長：明記してしまうと、緊急事態でも制止しないといけなくなってしまうということである。

須藤議員：そのような場合は除くと記載すればよいのではないか。基本的なことを記載しないと、どこにそんなことが書いてあるのかという人がいる。

梅村副会長：迷惑となる場合は、第5項で制止することができるようになっている。

須藤議員：傍聴手続きについて、最初に決めた際に自分は記名のみはしてほしいと言ったが、賛成多数で記名しないことに決まった。しかし、何か事件があった際や、病気で倒れた際はどうか。

梅村副会長：どちらを優先するかである。事件を心配することを優先し、抑止効果という意味も込めて記名してもらうのも一つの方法だと思う。ただ、チームとしては、できるだけ関心を持って自由に来やすい議会にしようということを今までに引き続いて優先すべきではないかということになった。議員それぞれの考えでどちらにするかというところもあると思う。

須藤議員：事件があったら議長が責任を負うということか。

梅村副会長：例えば事件の責任を負うというのはどういったことか。人を刺

すといったようなことか。

須藤議員：そのとおり。

木村議員：議場という見方であるが、市役所に入る際に全員記帳してもらうかということと同じだと思う。庁舎内で刃物を隠し持っていた人が事件を起こすことは各地である。そこは市役所の基準と同じようにアクセスしやすいことを優先した規定にしておいたほうがいいという考え方である。例えば、近隣で事件が起ったような場合は議長の判断でその他やむを得ない場合として記帳してもらうことができる規定も残してある。そういった際は、ましてや市役所に入ることも警戒がされると思う。今までも具体的に変更をする事由がない。過去の取決めは反対者がいた中での取決めだったかもしれないが、多数がそれでいこうということで合意した内容なので、現状やってきたものを存続させるのがいいのではないかということで決めている。

井上議員：傍聴に関しては、以前これが決められたときにいろいろな議論があったとは思っているが、自分も無記名であることに不安な面がある。庁舎に入る場合はカウンターであるが、会議室に入る場合には受付で記名して入る会議が大半だと思う。議場ではカウンターとは少し違うという気持ちがある。議席にいても、後ろを振り返らないと誰がどれぐらい来ているのかあまりわからない。以前、議会改革ということで決められた経緯はあるが、ずっと疑問のままであった。もし改定できるのであれば考えていただけたとありがたい。意見である。

塚崎議員：私は市民として傍聴していた立場から、記名の規定はつくってほしくないと強く思っている。例えば記名をしていただいて、その人の氏名を把握できたとして、その個人情報は事務局が管理していくものか。個人情報がなんらかのことに使用されていく危険性も考えられる。記名してもらったものをどのように管理していくのか。

梅村副会長：今日ここで合意しようとは思っていないので、いろいろな考え方の人の意見を聞いて考えてもらえるといいと思う。多くの意見を出していただき、次回合意できればと思っている。

堀江議員：第7条第5項の「その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと」についての基準は誰が決めるのか。

梅村副会長：基本的に議長である。議長には整理権がある。

堀江議員：議長判断であれば、議長はどのように具体的に書いてもらうとわかりやすいと思う。

梅村副会長：この部分は傍聴人が守るべき事項であり、主語は傍聴人となる。

堀江議員：では、議長が判断し対応するということで認識しておけばよいか。

梅村副会長：そういうことであるが、全てを議長に任せるわけではなく、気づいたことを議長に知らせる等の対応はしたほうがいいと思う。

谷平会長：今出た意見を踏まえ、チームで検討してほしい。

（3）議案等に含まれる個人情報の取扱いについて

梅村副会長：資料に基づき説明

最終的にこの申し合わせを市長と交わしたいと思うので確認をお願いする。正副会長で行政課と打ち合わせを行い整理した内容である。当局側としては、議案が主であるため議案にないものを参考資料に掲載するのは難しいという判断だった。

【質疑】

水野議員：相手方住所氏名のところで確認だが、損害賠償の相手方が同一の事故で複数名生じた場合はどうなるのか。特定する必要はなくとも、区別はしなければならないと思う。

梅村副会長：それはおそらく市内在住個人3名等、人数の記載となる。

水野議員：個人を特定する必要はないが、Aさん、Bさん、Cさんというように区別しなければならない場合があると思うが。

梅村副会長：概要を分け、概要に対して相手方を記載することができるのではないかと思う。

桝谷議員：「記載しないことができる」とする。」という表記は「こと」が2回続くので、「記載しないことができる。」という表記にできないか。

梅村副会長：一度整理してみる。

塚崎議員：自分は記載しないことで問題ないと思っているが、記載されなくなった際に議員活動で何か引っかかるようなことはあるか。

梅村副会長：それを最も気にしながら話し合いに臨んだが、この審査の要点は内容なので、今までなかつたし、ないのではないかという考えである。常習性については話し合ったが、それは当局の方も保険を使用しており、審査するところがあるので、全く抜けるわけではない。議会としては審査できなくなるが、当局や保険会社が審査するので、間違いは起こらないと考えている。

塚崎議員：記載しないことができるということなので、例えば情報公開請求を行ったらその情報は出てくるのか。

梅村副会長：議案で記載しないとした場合は情報公開請求をしても出てこない。全員協議会の説明を受けた後、議案書として出てくる前に、この案件は何かおかしいので個人情報が必要であるとなった場合、そこで申し出

れば当日までに差し替えの余地はあるかもしれないという話であった。

片岡議員：証書類審査の書類はどうか。事故の書類には個人名は載っていないか。

木村議員：黒塗りされて出てくる。

片岡議員：内容で審査するものであるためということであるが、例えば市の職員と結託して繰り返し申請をしてくるような常習性の審査はできなくなる。それは保険金詐欺であり、我々が関与するところではないのかもしれないが。これは、○以外の×のものについては、内容ではなく人物の審査が必要という判断をしたということか。支払の催促や訴訟の提起についても、人物の情報が必要だという結論になったということよいか。

梅村副会長：そのとおり。特に人事案件について、生年月日の月日は必要ないのではないか、住所は番地まで必要ないのではないかという話も出ていたが、例えば同姓同名の場合にそういった情報の組み合わせで人物を特定することもある。当局は永久保存する資料が議案しかないようで、何かあった場合に調べる際、個人の特定が必要なものについては議案に載せておかなければならぬという考え方があった。また、個人情報を隠すものは今までほとんどが専決処分であり、結果は議会で覆すことはできない。議案の際は議決責任があるため載せてもらった方がということも申し上げたが、同じ区分で分けるのはおかしいのではないかということや、議案で審査するとしても人ではなく内容なのでということであった。議案で出てくるような事例は過去にもあるが少ない。ほとんどが専決処分で出てきているというところもある。次回も議題とするので、何か意見があれば出していただき、なければ手続きを進めていく。

水野議員：原則個人情報記載とするが、例外として個人情報を記載しない議案を可とするというようになっているが、例えばあえて個人情報を載せて議案としてきた場合は構わないのか。個人情報を記載しない議案にするのではなく、可とすると、そうしないこともできるということで、判断の余地を執行機関側に残している。個人情報を記載しない議案とするという形にはしないのか。

梅村副委員長：最初、この表現は「しないこととする」というように強く書いてもいいと思ったが、やはり基本的に議案はまずそのまま掲載するというのが前提である。そのうえで、省略してもいいものは省略できるという考えでこの表現にした。そういう意味では、当然執行機関が議案をつくるため向こうが記載して出してきた場合はそうなるが、申し合わせとしてやっているので、隠してほしいと言うこともできる。

水野議員：なんらかの事情で個人情報を明示すると執行機関側が判断すれば

省略可となっている議案でも載せることがあるということか。

梅村副会長：事情があればその余地はあるということである。完全になくすのは審査機関として怖い部分もあるため、このぐらいの表現がいいのではないかと思う。ホームページに掲載する際に個人情報を守ることはきちんとしなければならない。

（4）議会報告会について

谷平会長：3月定例会終了後に議会報告会を行いたい。

梅村副会長：今回から予算議会の後に行うことにしている。

谷平会長：日程は次回とするか。ある程度決めておいたほうがいいか。

梅村副会長：4月に行っても5月に行っても前のメンバーで用意して開催する。改選を考えると4月に行ったほうがいいかもしれないが、改選時は忙しくなる。改選時は実施しないという選択肢もある。次回の会議でセンターとの意見交換会の日程を決めるので、その際に決めたい。

谷平会長：ある程度、日程を決めて次回の会議で諮りたい。

梅村副会長：報告する内容を考えてきてほしい。

片岡議員：視察に行くので各委員長から報告するといいのでは。

（5）商工会との意見交換会（2月10日）について

谷平会長：まちづくりとスマートインターチェンジについて話をさせていただき、商工会からの意見や要望を聞いてほしいとのことである。

片岡議員：まちづくりとスマートインターチェンジについて誰がどのような資料を用意して説明するのか。

谷平会長：各会派代表にまちづくりとスマートインターチェンジのことについて話していただけたらいいと思っているがどうか。

片岡議員：会派ごととなると、報告ではなくそれぞれの考え方を発言する場になってしまうと思うがそれでよいのか。

谷平会長：そのとおり。

水野議員：スマートインターチェンジについては全員協議会で配付された資料のダイジェスト版のようなものがあったほうがいいと思うがどうか。

議会事務局長：前回の議会基本条例推進協議会後に商工会の事務局長に電話した。議会からの報告については全員にしてもらうと大変なので会派代表者からやってもらいたいとのことだった。テーマとしては今後のまちづくりである。先方は都市計画マスタープランを事前に都市整備課からもらって当日に臨むとのことであった。こちらも事前に同じ資料を用意して臨んだほうがよいと思う。意見もその資料から出ると思う。

木村議員：まちづくりとスマートインターチェンジというテーマや各会派から1名意見を述べてほしいというのは商工会側からの要望か。

谷平会長：そのとおり。

議会事務局長：マスターplanの内容を答えるわけではなく、マスターplanに書いてあるまちづくりについて議員がどう考えているか話してほしいとのことである。

片岡議員：会派代表者の話す時間に大きく差が出るといけないので大体の時間を決めておき、残りをフリートークとするといいと思うがどうか。

・各会派の持ち時間は10分以内と決した。

谷平会長：司会は順番では鬼頭議員であるが、鬼頭議員は会派代表として話すので、堀江議員にお願いする。記録は伊藤議員となる。商工会は午前11時から次の会議があるため、午前10時50分までに終える。集合は9時15分である。

（6）今後の日程確認について

谷平会長：資料に基づき説明

事務局：1月21日の意見交換会の参加者等について説明

水野議員：2月5日（木）午後に厚生・文教常任委員会のインクルーシブ関連の行政視察で名古屋市へ訪問する予定である。

（7）その他

なし

10 その他

事務局：市民から提出された意見について説明